

第5部 条例・施行規則

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の 不適正処理防止に関する条例 (平成 20 年和歌山県条例第 49 号)	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の 不適正処理防止に関する条例施行規則 (平成 20 年和歌山県規則第 73 号)
目次 第 1 章 総則 (第 1 条―第 6 条) 第 2 章 産業廃棄物の不適正な処理の防止 (第 7 条―第 14 条) 第 3 章 土砂等の不適正な処理の防止 (第 15 条―第 37 条) 第 4 章 雑則 (第 38 条―第 41 条) 第 5 章 罰則 (第 42 条―第 46 条) 附則	
第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、県民の生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全することを目的とする。	(趣旨) 第 1 条 この規則は、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成 20 年和歌山県条例第 49 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義) 第 2 条 この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。 2 この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他土地への堆積を行う行為（以下この項において「埋立て等」という。）をいう。ただし、次の各号に掲げる埋立て等は除く。 (1) 製品の製造又は加工のために原材料の堆積を行う行為 (2) 廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可を受けて設置された一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項の許可を受けて設置された産業廃棄物処理施設において行われる埋立て等 (3) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 17 条の汚染土壌の運搬に関する基準に従って積替えのために汚染土壌の堆積を行う行為 (4) 土壌汚染対策法第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設において行われる埋立て等 3 この条例において「特定事業」とは、土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の	(定義) 第 2 条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域（以下「宅地造成等区域」という。）以外の場所）から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積（宅地造成等区域において土砂等の埋立て等に供する区域が複数ある場合にあっては、それぞれの区域の面積を合計した面積）が3,000平方メートル以上であるものをいう。	
（事業者の責務） 第3条 事業者は、その事業活動に伴い保有する産業廃棄物及び土砂等の適正な処理を行うとともに、事業の施行に伴う苦情又は紛争については、誠意をもってその解決に当たらなければならない。 2 事業者は、特定事業を実施する際には、周辺住民の理解を得るため事前に事業計画の周知を行うとともに、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁の発生を未然に防止するために必要な措置を講じ、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を自ら運搬しようとするとき、又は他の者に運搬を委託しようとするときは、当該土砂等の汚染の状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないようにしなければならない。 3 事業者は、県が実施する産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。	
（土地所有者等の責務） 第4条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、産業廃棄物及び土砂等の処理を行う者に対してその所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）を使用させようとするときは、当該所有地等において産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理が行われないよう配意するとともに、産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理を行うおそれがある者に対して当該所有地等を使用させることのないようにしなければならない。 2 土地所有者等は、その所有地等において産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、県又は関係機関への通報その他地域の生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な	

措置を講ずるよう努めなければならない。 3 土地所有者等は、その所有地等を他の者に使用させる場合であつて、当該所有地等において当該他の者により産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、当該他の者への警告、県又は関係機関への通報その他不適正な処理の是正及び適正な処理が行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 4 土地所有者等は、県が実施する産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。	
(県民の責務) 第5条 県民は、自らの地域の生活環境を保全するため、地域において産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理が行われないよう配意するとともに、産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、県又は関係機関に通報するよう努めなければならない。 2 県民は、県が実施する産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。	
(県の責務) 第6条 県は、産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理を防止するため、県民、市町村等と連携した監視体制の強化その他必要な施策を講ずるものとする。	
第2章 産業廃棄物の不適正な処理の防止 (保管の届出) 第7条 産業廃棄物を排出する事業者は、自らが排出した産業廃棄物を面積が100平方メートル以上の土地において保管しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。 (1) 産業廃棄物を排出する場所で当該産業廃棄物の保管をする場合 (2) 廃棄物処理法第12条第3項又は第12条の2第3項の規定による届出を行った者が、当該届出に係る産業廃棄物を保管する場合 (3) 廃棄物処理法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る積替え又は保管の場所において保管する場合 (4) 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項	(保管の届出) 第3条 条例第7条の規定による届出は、産業廃棄物保管届（別記第1号様式）により行わなければならない。 2 前項の産業廃棄物保管届には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） (2) 産業廃棄物を保管しようとする土地及びその周辺の見取図 (3) 産業廃棄物を保管しようとする土地の登記事項証明書 (4) 産業廃棄物を保管しようとする土地について、届出者が所有権その他の使用する権原を有することを証する書類 (5) 産業廃棄物の保管の状況を示す配置図及び断面図

の許可を受けた者が、当該許可に係る保管の場所において保管する場 (5) 廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る産業廃棄物処理施設の敷地内において保管する場合 (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条の規定による届出を行った者が、当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する場合 (7) 災害のために必要な措置として応急的に保管する場合 (8) その他規則で定める場合	(6) 土地所有者等の事業計画に対する同意があったことを証する書類 (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類又は図面 3 条例第7条第8号の規則で定める場合は、産業廃棄物を排出する事業場と同一敷地内で当該産業廃棄物を保管する場合とする。
（届出書の記載事項） 第8条 前条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。 (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (2) 現場責任者の職名、氏名及び住所 (3) 保管しようとする土地の所在及び地番 (4) 保管しようとする土地の面積 (5) 保管しようとする土地の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (6) 保管しようとする産業廃棄物の種類及び数量 (7) 産業廃棄物の保管を開始する日 (8) 保管しようとする土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画 (9) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他生活環境の保全のために講ずる措置の内容 (10) その他規則で定める事項	
（変更の届出） 第9条 第7条の規定による届出をした者は、前条第4号、第6号又は第8号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 第7条の規定による届出をした者は、前条第1号、第2号又は第5号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	（保管の変更の届出） 第4条 条例第9条第1項の規定による届出は、産業廃棄物保管変更届（別記第2号様式）に、前条第2項各号に掲げる書類又は図面のうち変更に係るものを添付して行わなければならない。 2 条例第9条第2項の規定による届出は、変更があった日から起算して10日以内に、産業廃棄物保管者氏名等変更届（別記第3号様式）に、当該変更の内容を証する書類を添付して行わなければならない。
（保管の廃止の届出） 第10条 第7条の規定による届出をした者は、当該届出に	（保管の廃止の届出） 第5条 条例第10条の規定による届出は、産業廃棄物の

係る産業廃棄物の保管を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	保管を廃止した日から起算して 10 日以内に、産業廃棄物保管廃止届（別記第 4 号様式）により行わなければならない。
（搬入搬出管理簿） 第11条 第 7 条の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る土地ごとに、搬入搬出管理簿を作成し、当該土地に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の状況を記録し、これを保存しなければならない。	（搬入搬出管理簿） 第 6 条 条例第 11 条の搬入搬出管理簿には、条例第 7 条の規定による届出に係る土地における産業廃棄物の搬入又は搬出の状況について、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。 (1) 搬入又は搬出を行った日 (2) 産業廃棄物の種類ごとの搬入量、搬出量及び保管量 (3) 搬入に係る産業廃棄物を排出した事業場又は従前の保管場所の名称 (4) 搬出に係る産業廃棄物の運搬先である事業場又は保管場所の名称 2 前項の搬入搬出管理簿は、毎月末日までに、前月中における前項各号に規定する事項について、記載しなければならない。 3 第 1 項の搬入搬出管理簿は、1 事業年度ごとに作成するものとし、翌事業年度の初日から起算して 5 年間保存しなければならない。
（搬入一時停止命令） 第12条 知事は、産業廃棄物の保管がされている土地への産業廃棄物の搬入が継続されることにより、当該土地の周辺の生活環境の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該保管をする者に対し、廃棄物処理法の規定又は第38条若しくは第39条の規定に基づく報告の徴収又は立入検査の結果が明らかになるまでの間、期間を定めて、当該土地への産業廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることはできない。ただし、当該期間の経過時点において、同項の規定による命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、同項の報告の徴収又は立入検査の結果が明らかでない場合には、当該期間を延長することができる。	
（保管者に対する勧告等） 第13条 知事は、廃棄物処理法第12条第 1 項の産業廃棄物処理基準（廃棄物処理法第 2 条第 5 項の特別管理産業廃棄物にあつては、同法第12条の 2 第 1 項の特別管理産業廃棄物処理基準。以下「処理基準」という。）に適合し	

ない産業廃棄物の保管がされている場合において、当該保管をする者に対し、その保管が適正に行われるようにするための必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該産業廃棄物の保管が行われている土地の土地所有者等に対し、当該保管を行う者によって産業廃棄物の保管が適正に行われるようにするための必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。	
(土地所有者等に対する勧告等) 第14条 知事は、処理基準に適合しない産業廃棄物の処分がされたときは、当該処分に係る土地の土地所有者等に対し、第4条第2項又は第3項に規定する措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称及び住所、当該勧告の対象となった土地の所在及び地番並びに当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。	
第3章 土砂等の不適正な処理の防止 (土壌基準) 第15条 知事は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の汚染の状態に係る環境上の条件について、人の健康の保護及び生活環境の保全を行う上で維持することが必要な基準（以下「土壌基準」という。）を規則で定めるものとする。	(土壌基準) 第7条 条例第15条に規定する土壌基準は、別表第1の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める基準値を満たしていることとする。 2 前項の土壌基準に適合しているかどうかは、別表第1の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、同表の右欄に定める測定方法により測定した値により判断するものとする。
(水質基準) 第16条 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等の層	(水質基準) 第8条 条例第16条に規定する水質基準は、別表第2の

を通過した雨水等（以下「浸透水」という。）の汚濁の状態に係る環境上の条件について、人の健康の保護及び生活環境の保全を行う上で維持することが必要な基準（以下「水質基準」という。）を規則で定めるものとする。	左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める基準値を満たしていることとする。 2 前項の水質基準に適合しているかどうかは、土砂等の埋立て等の区域内の浸透水を採取し、別表第2の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める測定方法により測定した値により判断するものとする。
（土壌基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等） 第17条 何人も、土壌基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又は土壌基準に適合しない土砂等を使用する土砂等の埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させてはならない。 2 知事は、土砂等の埋立て等に土壌基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をした者又は前項の規定に違反して当該土砂等の埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させた土地所有者等に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等の停止及び汚染の状態の調査並びに土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 知事は、土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水が水質基準に適合しないおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をした者又は第1項の規定に違反して当該土砂等の埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させた土地所有者等に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等の停止及び汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
第18条 削除	
（特定事業の許可） 第19条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に係る土砂等の埋立て等に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業について知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる特定事業については、適用しない。 (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体	（公共的団体の範囲）

(以下「国等」という。)が管理する土地において、国等が行う特定事業 (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令及び条例に基づく許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う特定事業 (3) 災害のために必要な応急措置として行う特定事業 (4) その他規則で定める特定事業	第9条 条例第19条第2項第1号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 日本下水道事業団、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社 (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人 (3) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人 (4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人 (5) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社 (6) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社 (7) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社 (8) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合 (9) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合 (10) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第1項の規定により認可された市街地再開発組合 (11) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条の規定により認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人(事業の目的に生活環境の保全の確保を含む知事が指定するものに限る。) (条例第19条第2項第4号の規則で定める特定事業) 第10条 条例第19条第2項第4号の規則で定める特定事業は、次の各号に掲げる施設等(継続して使用されているものに限る。)の本来の機能を保全するために行う特定事業とする。 (1) 運動場、駐車場その他これらに類する施設 (2) 農産物等の生産の用に供する農地
(許可の申請) 第20条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周	(申請の書面等) 第11条 条例第20条第1項の申請書は、特定事業許可申請書(別記第5号様式)によるものとする。

辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (2) 現場責任者の職名、氏名及び住所 (3) 特定事業区域の所在地及び面積並びに搬入路その他の特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置 (4) 特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (5) 特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画 (6) 特定事業を行う期間 (7) 土砂等への廃棄物の混入の防止措置 (8) 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置 (9) 特定事業が完了した場合の特定事業場（特定事業区域及び搬入路その他の特定事業に必要な施設の用に供する区域を合わせた全体の区域をいう。以下同じ。）の構造 (10) 特定事業完了後の跡地に関する事項 (11) その他規則で定める事項 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として1年未満の期間において土砂等の堆積を行う特定事業（以下「一時堆積事業」という。）である場合にあっては、	2 前項の特定事業許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） (2) 特定事業区域の面積を明らかにした求積図 (3) 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図 (4) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。） (5) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し (6) 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類 (7) 特定事業区域内の土地について、特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類 (8) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書（別記第6号様式）及び当該検査の結果を証明する書面（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。） (9) 特定事業に用いる土砂等の量を積算した計算書 (10) 直近3年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書 (11) 特定事業許可申請に係る申告書（別記第7号様式） (12) 誓約書（別記第7号様式の2又は別記第7号様式の3） (13) その他知事が必要と認める書類 3 条例第20条第2項の申請書は、一時堆積事業許可申請書（別記第8号様式）によるものとする。 4 条例第20条第2項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
--	--

当該許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 前項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項 (2) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造） (3) 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量 (4) 特定事業場の構造 (5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置 (6) その他規則で定める事項	(1) 第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第10号から第12号までに掲げる書類 (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図 (3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第2項第8号に掲げる書類 (4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。） (5) その他知事が必要と認める書類 5 第2項第8号に規定する特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタールを超えるときにあっては、当該特定事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該区域ごとに行わなければならない。 6 前項の検査は、次の各号に掲げる場所及び方法によらなければならない。この場合において、土壤検査実施における留意点については、知事が別に定めるものとする。 (1) 汚染状況の検査のために試料とする土砂等の採取は、前項の規定により区分された区域ごとに表土の地質の状況を的確に把握できると認められる場所において行うこと。 (2) 汚染状況の検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める測定方法により行うこと。
（市町村長の意見の聴取） 第21条 知事は、第19条第1項の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該申請に係る特定事業の施工に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期限を定めて、当該市町村の長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴くものとする。	
（許可の基準） 第22条 知事は、第19条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 特定事業場又は特定事業場の近隣敷地内に特定	

事業を管理及び監督する事務所が設置されること。

- (2) 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合する土砂等であること。
- (3) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること。
- (4) 特定事業の施工に關し的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有していること。
- (5) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第17条第2項若しくは第3項又は第35条第1項若しくは第2項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第34条第1項各号（第7号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）

ウ 第34条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業の施工に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

オ 法人でその役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、第19条第1項の許可の申請が一時堆積事業に係るものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合する土砂等であること（特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造が当該特定事業による土壌の汚染を防

第12条 削除

止するものであること。) (2) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が講じられていること。 (3) 前項第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。	第13条 削除
(許可の条件) 第23条 知事は、生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第19条第1項の許可に条件を付することができる。	
(特定事業の変更の許可) 第24条 第19条第1項の許可を受けた者は、第20条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (2) 変更の内容及び理由 (3) その他規則で定める事項 3 前3条の規定は、第1項の許可について準用する。	(軽微な変更) 第14条 条例第24条第1項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる事項の変更とする。 (1) 条例第19条第1項の許可を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (2) 特定事業を管理し、監督する事務所の所在地 (3) 現場責任者の職名、氏名及び住所 (4) 特定事業に用いる土砂等の数量（量を減少させるものに限る。） (5) 特定事業を行う期間（期間を短縮させるものに限る。） (6) 特定事業に用いる土砂等の採取場所又は搬入計画 (変更の許可の申請等) 第15条 条例第24条第2項の申請書は、特定事業（一時堆積事業）変更許可申請書（別記第9号様式）によるものとし、第11条第2項各号又は同条第4項各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添付して行わなければならない。
(軽微な変更の届出) 第25条 第19条第1項の許可を受けた者は、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	2 条例第25条の規定による届出は、軽微な変更をした日から起算して10日以内に、特定事業変更届出書（別記第10号様式）により行わなければならない。 3 前項の特定事業変更届出書には、前条第1号に掲げる事項の変更の場合にあっては条例第19条第1項の許可を受けた者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）、前条第4号に掲げる事項の変更の場合にあっては特定事業に用いる土砂等の量を計算した計算書を添付しなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第26条 第19条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、かつ、搬入しようとする土砂等の量が規則で定める量の区分ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面を添付して、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

（土砂等の搬入の届出）

第16条 条例第26条の規則で定める量は、4,000立方メートルとし、同条の規定による届出は、土砂等搬入届出書（別記第11号様式）により行わなければならない。

2 条例第26条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書面又は土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記第12号様式）とし、同条の当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、土壌の汚染状況についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）とする。

3 前項に規定する検査の結果を証明する書面を作成するために行う土砂等の分析は、別表第1の左欄に掲げる項目の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める測定方法により行わなければならない。

4 条例第26条の土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 土砂等（採取場所が県内である場合に限る。）が、国等による事前の地質データ等の蓄積、現場の状況等から判断して周辺の自然的要因によって土壌基準不適合となるおそれがないとあらかじめ知事が認めたとき。

(2) 土砂等が、採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等を受けていることを証する書面が添付されたとき。

(3) 土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所（当該場所において土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。）から搬出された土砂等である場合であって、条例第26条の規定により知事に対してなされた届出に係る同条に規定する当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の写しが添付されたとき。

	(4) その他当該土砂等について、周辺への汚染のおそれがないと知事が認めたとき。
(土砂等管理簿) 第27条 第19条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用する土砂等の採取場所ごとに、土砂等管理簿を作成し、当該土砂等の搬入に関する状況を記録し、これを保存しなければならない。	(土砂等管理簿) 第17条 条例第27条の土砂等管理簿には、当該特定事業で使用された土砂等の採取場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段 (2) 特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量 2 前項の土砂等管理簿は、毎月末日までに、前月中における前項各号に掲げる事項について、記載しなければならない。 3 第1項の土砂等管理簿は、当該特定事業を完了した日、廃止した日又は当該特定事業に係る許可を取り消された日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。
(着手報告) 第28条 第19条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。	(着手報告) 第18条 条例第28条の規定による報告は、特定事業に着手した日から起算して10日以内に、特定事業着手報告書(別記第13号様式)により行わなければならない。
(特定事業に使用された土砂等の量の報告) 第29条 第19条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を開始した日から、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業に使用された土砂等の量(当該特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、土砂等の搬入量及び搬出量)を知事に報告しなければならない。	(土砂等の量の報告) 第19条 条例第29条の規定による報告は、特定事業を開始した日から起算して6月ごとに当該6月を経過した日から起算して3週間以内(特定事業を完了し、又は廃止した場合にあつては、条例第32条第1項の規定による届出をするとき)に、特定事業場状況報告書(別記第14号様式)に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。 (1) 報告に係る期間の最後の日前1週間以内に撮影した特定事業区域の写真 (2) 土砂等の搬入元に関する書類 (3) その他知事が必要と認める書類
(水質検査等) 第30条 第19条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査(土砂等の埋立て等に使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査をいう。以下この条において同じ。)を行わなければなら	(水質検査) 第20条 条例第30条第1項に規定する水質検査は、特定事業を開始した日から起算して6月ごとに行わなければならない。ただし、特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、特定事業を開始した日から起算して3月ごとに行わなければならない。 2 条例第30条第2項に規定する水質検査のための試料

らない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定事業区域内の土壌検査（土壌の汚染状況についての検査をいう。以下この条において同じ。）を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

- 2 第 19 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと知事が認めるとき、又は当該土壌検査を行う必要がないと知事が認めるときは、当該水質検査又は当該土壌検査を省略することができる。
- 3 第 19 条第 1 項の許可を受けた者は、前 2 項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。
- 4 第 19 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域内の土壌中に土壌基準に適合しない土砂等があることを確認したとき、又は当該許可に係る特定事業区域内の浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、第 2 項の土壌検査の結果、土壌基準に適合しない土砂等がある旨の報告を受けたときは、第 19 条第 1 項の許可を受けた者に対し、規則で定める検査の実施を求めることができる。

の採取は、知事が指定する職員の立会いの下に行うものとし、当該試料の採取は、知事が指定する期日に行わなければならない。

- 3 前 2 項の水質検査は、特定事業区域内の浸透水を採取し、別表第 2 の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める測定方法により行わなければならない。
- 4 前 3 項の水質検査実施における留意点については、知事が別に定めるものとする。

（土壌検査）

第 21 条 前条第 1 項の規定は条例第 30 条第 1 項に規定する土壌検査について、前条第 2 項の規定は、条例第 30 条第 2 項に規定する土壌検査のための試料の採取についてそれぞれ準用する。

- 2 条例第 30 条第 1 項又は第 2 項に規定する土壌検査は、別表第 1 の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ土砂等の汚染状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、同表の右欄に定める測定方法により行わなければならない。
- 3 前項の土壌検査は、特定事業区域の面積が 1 ヘクタールを超えるときは、当該特定事業区域を 1 ヘクタール以内の区域に等分し、当該区域ごとに行わなければならない。
- 4 前 3 項の土壌検査実施における留意点については、知事が別に定めるものとする。
- 5 条例第 30 条第 5 項の規則で定める検査は、第 2 項の土壌検査及び土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）別表第 3 の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同規則第 6 条第 4 項第 2 号に規定する環境大臣が定める方法により測定する検査（以下「土壌含有量検査」という。）とする。ただし、土壌含有量検査に係る生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準は、同規則別表第 3 の下欄に掲げる要件のとおりとする。

（水質検査等の報告）

第 22 条 条例第 30 条第 3 項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時期に、特定事業水質・土壌検査報告書（別記第 15 号様式）により行わなければならない。

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査の区分</th><th>時 期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第 30 条第 1 項に規定する水質検査又は土壌検査（特定事業が一時堆積事業である場合を除く。）</td><td>特定事業を開始した日から起算して 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から起算して 3 週間以内</td></tr> <tr> <td>特定事業が一時堆積事業である場合における条例第 30 条第 1 項に規定する水質検査又は土壌検査</td><td>特定事業を開始した日から起算して 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から起算して 3 週間以内</td></tr> <tr> <td>条例第 30 条第 2 項に規定する水質検査及び土壌検査</td><td>知事が別に指定する日</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の特定事業水質・土壌検査報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真 (2) 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証する書面（環境計量士が発行したものに限る。）	検査の区分	時 期	条例第 30 条第 1 項に規定する水質検査又は土壌検査（特定事業が一時堆積事業である場合を除く。）	特定事業を開始した日から起算して 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から起算して 3 週間以内	特定事業が一時堆積事業である場合における条例第 30 条第 1 項に規定する水質検査又は土壌検査	特定事業を開始した日から起算して 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から起算して 3 週間以内	条例第 30 条第 2 項に規定する水質検査及び土壌検査	知事が別に指定する日
検査の区分	時 期								
条例第 30 条第 1 項に規定する水質検査又は土壌検査（特定事業が一時堆積事業である場合を除く。）	特定事業を開始した日から起算して 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から起算して 3 週間以内								
特定事業が一時堆積事業である場合における条例第 30 条第 1 項に規定する水質検査又は土壌検査	特定事業を開始した日から起算して 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から起算して 3 週間以内								
条例第 30 条第 2 項に規定する水質検査及び土壌検査	知事が別に指定する日								
（標識の掲示等） 第 31 条 第 19 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 2 第 19 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界に、規則で定めるところにより、その境界を明らかにする表示を行わなければならない。	（標識の掲示等） 第 23 条 条例第 31 条第 1 項の規定による標識の掲示は、縦及び横それぞれの長さが 90 センチメートル以上の標識により行わなければならない。 2 条例第 31 条第 1 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) 許可年月日及び許可番号 (2) 許可の期間 (3) 特定事業の目的 (4) 特定事業場の所在地 (5) 特定事業を行う者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び電話番号 (6) 特定事業を管理し、監督する事務所の所在地及び電話番号 (7) 現場責任者の氏名 (8) 特定事業に用いる土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時堆積事業にあっては、土砂等の搬入予定量及び搬出予定量） (9) 特定事業を行う期間 (10) 特定事業区域の面積 (11) 特定事業場の見取図 3 条例第 31 条第 2 項の境界を明らかにする表示は、境								

	界の屈曲点その他必要な地点に境界標を設置して行わなければならない。ただし、擁壁、側溝その他の構造物により境界を明らかにすることができる場合にあつては、この限りでない。
(完了等の届出) 第32条 第19条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、廃止し、又は2月以上休止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次項の規定により届出をした者については、休止した旨の届出を要しない。 2 第19条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を2月以上休止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 3 第1項の規定による廃止又は休止の届出をしようとする者は、当該届出に係る特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁を防止するために必要な措置を講じなければならない。 4 第2項の規定による休止の届出を行った者は、当該届出に係る特定事業を休止する前に、前項に規定する措置を講じなければならない。 5 知事は、第1項の規定による完了の届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該届出に係る特定事業区域が第19条第1項の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。 6 知事は、第1項の規定による廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は第2項の規定による休止の届出が行われ、当該届出に係る特定事業が休止されたときは、速やかに、当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。 7 前2項の規定により、土壌の汚染及び浸透水の汚濁がある旨の通知を受けた者は、第1項及び第2項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁の対策のために必要な措置を講じなければならない。 8 第1項の規定による休止の届出をした者及び第2項	(特定事業の完了等の届出) 第24条 条例第32条第1項の規定による特定事業の完了又は廃止の届出は、特定事業を完了した場合にあつては完了した日から起算して15日以内、特定事業を廃止した場合にあつては廃止した日から起算して30日以内に、特定事業完了（廃止）届出書（別記第16号様式）により行わなければならない。 2 条例第32条第1項又は第2項の規定による特定事業の休止に係る届出は、特定事業休止（再開）届出書（別記第17号様式）により行わなければならない。 3 条例第32条第8項の規定による特定事業の再開の届出

の規定による休止の届出を行い、当該届出に係る特定事業を休止した者は、当該特定事業を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	は、あらかじめ、特定事業休止（再開）届出書により行わなければならない。
（許可を受けた者の地位の承継） 第33条 第19条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲り渡したとき、又は同項の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該特定事業の全部を譲り受けた者、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人、合併により設立した法人又は分割により当該特定事業のすべてを承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。 2 前項の規定により第19条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証明する書面を添付してその旨を知事に届け出なければならない。	（承継の届出） 第25条 条例第33条第2項の規定による承継の届出は、条例第19条第1項の許可を受けた者の地位を承継した日から起算して30日以内に、特定事業承継届出書（別記第18号様式）により行わなければならない。
（許可の取消し等） 第34条 知事は、第19条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。 (1) 第17条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により第19条第1項又は第24条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第22条第1項第5号アからオまでのいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 第23条（第24条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。 (5) 第24条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。 (6) 第26条から第30条まで又は第36条第1項若しくは第2項の規定に違反したとき。 (7) 前条第1項の規定により第19条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第22条第1項第5号アからオまでのいずれかに該当	

するとき。 (8) 次条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。 2 前項の規定による第19条第1項の許可の取消しを受けた者（当該取り消された許可に係る特定事業について次条第1項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取り消された許可に係る土壌の汚染及び浸透水の汚濁を防止するために必要な措置を講じなければならない。	
（措置命令） 第35条 知事は、第19条第1項又は第24条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の撤去その他の土壌の汚染及び浸透水の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 2 知事は、第32条第3項、第4項若しくは第7項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、当該違反に係る土壌の汚染及び浸透水の汚濁を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
（関係書類の閲覧等） 第36条 第19条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を管理及び監督する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他の生活環境の保全上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。 2 第19条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第32条第1項の規定による完了若しくは廃止の届出をした日又は第34条第1項の規定による第19条第1項の許可の取消しを受けた日の翌日から起算して5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。 3 知事は、第19条第1項の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の完了若しくは廃止の日又は当該特定事業に係る第34条第1項の規定による第19条第1項の許可の取消しのあった日の翌日から起算して5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全	

上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。	
(手数料) 第37条 第19条第1項又は第24条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の定めるところにより手数料を納付しなければならない。	
第4章 雑則 (報告の徴収) 第38条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、産業廃棄物の保管をする者又は土砂等の埋立て等を行う者に対し、期限を定めて、産業廃棄物の保管又は土砂等の埋立て等に関し必要な報告を求めることができる。	
(立入検査) 第39条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物の保管をする者若しくは土砂等の埋立て等を行う者の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物の保管若しくは土砂等の埋立て等に係る土地若しくは建物に立ち入り、産業廃棄物の保管又は土砂等の埋立て等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物及び土砂等は無償で収去させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	(立入検査の身分証明書) 第26条 条例第39条第2項の証明書は、別記第19号様式によるものとする。
(市町村条例との関係) 第40条 前章の規定は、市町村が、その地域の自然的社会的諸条件に応じて土砂等の適正な処理を推進するため、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。	
	(書類の提出部数) 第27条 条例及びこの規則により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本3部とする。
(規則への委任) 第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(補則) 第28条 この規則に定めるもののほか、生活環境の保全等に関し必要な事項は、知事が別に定める。
第5章 罰則 (罰則)	

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第17条第2項若しくは第3項、第34条第1項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者 (2) 第19条第1項又は第24条第1項の規定に違反して特定事業を行った者	
第43条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	
第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第29条又は第30条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (2) 第30条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者	
第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして産業廃棄物の保管を行った者 (2) 第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項に規定する事項を変更した者 (3) 第9条第2項、第10条、第25条、第32条第1項又は第33条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (4) 第11条又は第27条の規定に違反して管理簿を作成せず、これに虚偽の記録をし、又はこれを保存しなかった者 (5) 第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして土砂等の搬入を行った者 (6) 第32条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定事業を休止した者 (7) 第32条第7項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定事業を再開した者 (8) 第36条第2項の規定に違反して書類の写しを保存しなかった者 (9) 第38条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (10) 第39条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者	

(両罰規定)

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

【略】

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年5月26日から起算して2年を経過する日(宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第4項の規定による公示がされた場合にあっては、当該公示の日の前日)までの間に、和歌山市の区域以外の区域において行われる産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等に対するこの条例による改正前の産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する日。次項において同じ。)、現に旧条例第18条第3項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者に対するこの条例による改正後の産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第22条の規定の適用については、同条第1項第5号ア中「又は第35条第1項」とあるのは「、第35条第1項」と、「の規定」とあるのは「又は産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第 号)による改正前の産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第18条第3項の規定」とする。
- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第19条第1項の許可を受けている者の当該許可に係る特定事業に対する旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日(第2項の規定の適用を受ける場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

【略】

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別記第3号様式の改正規定及び次項の規定
公布の日
- (2) 第2条の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

- 2 一この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

にあつては、同項に規定する日の翌日。次項において同じ。）
前に旧条例第 19 条第 1 項の規定に違反して特定事業を行つた者に対する旧条例第 35 条第 1 項の規定の適用については、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行の日前にした行為並びに第 2 項及び前 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1. 土壌基準（規則別表第1（第7条、第11条、第16条、第21条関係））

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
有機磷 ^{リン}	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7a）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素 ^{ヒ素}	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法

ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 K0102 の 34.1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c) (注(2)第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	環境基準告示付表 8 に掲げる方法

備考

- 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。以下「土壤基準告示」という。)付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- この表の左欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- この表の中欄中「検液中に検出されないこと。」とは、同表の右欄に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項に規定する汚染土壤に該当する土砂等であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものに対するこの表の適用については、同表1、4-ジオキサンの項に限り適用する。
 - 当該土砂等が土壤汚染対策法第16条第1項に規定する要措置区域等内の土砂等であることが確認できること。
 - 当該土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われる場合又は当該土砂等が土砂等の埋立て等の用に供する土地の表土である場合にあっては、土地の形質の変更に当たりこの表の左欄に掲げる項目に係る物質(1, 4-ジオキサンを除く。)の飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられるものであること。
 - (2)の場合において、当該土砂等により人の健康の保護及び生活環境の保全に支障が生ずるおそれがないと認められるものであること。

2. 水質基準(規則別表第2(第8条、第20条関係))

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	規格 K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2 (規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は環境基準告示付表 1 に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検出されないこと。	排水基準告示付表 1 に掲げる方法
鉛	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 K0102 の 65.2 (規格 K0102 の 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒 ^ひ 素	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	環境基準告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表 3 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法

1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	環境基準告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 K0102 の 34.1(規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c) (注(2) 第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	環境基準告示付表 8 に掲げる方法

備考

- この表の左欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- この表の中欄中「検出されないこと。」とは、同表の右欄に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 土壌基準告示の付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

